

2014年6月

平成26年会社法改正

I 企業統治のあり方
（「社外取締役を置くことが相当でない理由」の
説明義務）

1 背景

旧法上の監査役会設置会社では、社外取締役の選任が義務付けられていませんでしたが、近時、社外取締役による取締役会の監督機能の充実がコーポレート・ガバナンスにおける世界的な趨勢となり、我が国でも、特に海外機関投資家の信頼を確保する観点から、上場企業においては、社外取締役の選任を義務付けるべきであるとの指摘がなされていました。

そこで、法制審議会において、社外取締役の選任の義務付けの可否が議論されることになりました。

2 改正法の概要

(1) 要綱の概要

社外取締役の選任の義務付けの可否は、今般の会社法改正を巡る議論の中でも最も重要なテーマの一つでしたが、結論的には、経済界が強く反対したこと等から、会社法により社外取締役の選任を義務付けることは見送られることとなりました。

その代わりに、「会社法制の見直しに関する要綱」（以下「要綱」といいます。）では、公開会社であり、かつ大会社である監査役会設置会社のうち、金融商品取引法第24条第1項によりその発行する株式について有価証券報告書を提出しなければならない株式会社（以下「公開大会社等」といいます。）において、社外取締役が存しない場合には、社外取締役を置くことが相当でない理由を事業報告の内容とするものとされました。これは、英国のcomply or explainルール（遵守するか、遵守しない場合は説明せよ）の一種と評価され、法形式としては、会社法施行規則の改正を予定したものでした。

また、法制審議会において、要綱と一体をなすものとして、上場規則において、上場会社は取締役である独立

役員を1人以上確保するよう努める旨の規律を設ける必要があるとの附帯決議がなされました。

(2) 改正法の概要

要綱を法案化する過程で、法案審査を担当した自由民主党政務調査会法務部会（以下「自民党法務部会」といいます。）において、会社法で社外取締役選任を義務付けるべきとの意見が強く主張されました。

そこで、要綱を修正・追加する形で、改正法では、事業年度の末日において、公開大会社等が、社外取締役を置いていない場合は、定時株主総会において、社外取締役を置くことが相当でない理由を説明しなければならない旨の規律が会社法本体に設けられることになりました（法327条の2）。これは、株主からの質問を前提とせず、また付議議案に関係なく（報告事項として）必ず説明する義務を課すものであり、従前の株主総会における説明義務の構造からすれば、異質な位置づけの規定ということができます。

また、附則において、改正法の施行後2年を経過した場合において、社外取締役の選任状況その他の社会経済情勢の変化等を勘案し、企業統治に係る制度の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、社外取締役を置くことの義務付け等所要の措置を講ずるものとされました（附則第25条）。なお、法改正により新たな規律を設けた後、附則において、改正後の経過等を踏まえて、再度の改正に関する検討等を行う旨の定めを置くことはよく見られますが、本件では経過期間が2年と短く、早期に社外取締役の選任義務付けに関する議論を再開させたいとの自民党法務部会の意向が反映されたものと考えられます。

(3) 会社法施行規則の改正で予定されている概要

自民党法務部会での議論の結果、会社法施行規則において、以下の規律を設けることが予定されています。

ア 公開大会社等が、社外取締役を置いていない場合であって、社外取締役の候補者を含まない取締役の選任議案を株主総会に提出するときは、株主総会参考書類

【監修者】 [パートナー 弁護士 渡辺 徹](#)

【執筆者】 [パートナー 弁護士 原 吉宏](#)

本ニューズレターは法的助言を目的するものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、弁護士の助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所又は当事務所のクライアントの見解ではありません。本ニューズレターの発送中止のご希望、ご住所、ご連絡先の変更のお届け、又は本ニューズレターに関する一般的なお問合せは、下記までご連絡ください。

北浜法律事務所・外国法共同事業 ニュースレター係
(TEL: 06-6202-1088 E-mail: newsletter@kitahama.or.jp)

〔大阪〕北浜法律事務所・外国法共同事業
〒541-0041 大阪市中央区北浜1-8-16 大阪証券取引所ビル
TEL 06-6202-1088(代)/FAX 06-6202-1080-1130-9550

〔東京〕弁護士法人北浜法律事務所東京事務所
〒100-0005 東京都千代田区丸の内1-7-12 サピアタワー14F
TEL 03-5219-5151(代)/FAX 03-5219-5155

〔福岡〕弁護士法人北浜法律事務所福岡事務所
〒812-0018 福岡市博多区住吉1-2-25
キャナルシティ・ビジネスセンタービル4F
TEL 092-263-9990/FAX 092-263-9991

<http://www.kitahama.or.jp/>

において、社外取締役を置くことが相当でない理由を説明しなければならない。

イ 要綱で予定されていた事業報告における「社外取締役を置くことが相当でない理由」及びアの株主総会参考書類における「社外取締役を置くことが相当でない理由」の記載について、①個々の株式会社の各事業年度又は当該時点における事情に応じてしなければならない、また、②社外監査役が2名以上あることのみをもって「社外取締役を置くことが相当でない理由」とすることはできない。

(4) 上場規則の改正

東京証券取引所は、2(1)に記載の要綱の附帯決議に基づき、有価証券上場規程第445条の4を改正し、企業行動規範の「望まれる事項」として、「上場国内株券の発行者は、取締役である独立役員を少なくとも1名以上確保するよう努めなければならない」旨規定しました。当該改正は平成26年2月10日から施行されています。

3 実務上の留意点

(1) 「社外取締役を置くことが相当でない理由」の内容

条文中、「社外取締役を置かない理由」ではなく「社外取締役を置くことが相当でない理由」を説明するものとされていること、立法経緯、殊に自民党法務部会の議論を経て、会社法施行規則において2(3)イ記載の改正内容が予定されていること等からすれば、改正法は、公開大会社等については、社外取締役を置くことが原則であるとの価値判断を前提としており、社外取締役を置かない場合には、当該会社の当該時点における個別事情に照らし、社外取締役を置くと不都合となる特段の事由があることについて具体的に説明することが求められていると考えられます。

よって、「社外取締役を置くことが相当でない理由」の具体的内容としては、単に「適任者がいない」といった事情を挙げるだけでは十分ではなく、たとえば、極めて専門性が高く、属人的な経験の蓄積に基づく機動的な判断が不可欠であるといった事業特性等から、業務執行の決定に社外取締役が参画することが企業価値の向上につながるという事情を説明することが考えられますが、そのような説明が妥当する会社が実際に存在するのか疑問ですし、社外取締役に期待される経営全般及び利益相反に係る監督機能に照らせば、説得的な説明とはいえない旨の批判も想定されます。

また、社外監査役が実質的に監督機能を発揮していることや、任意の諮問機関の活用等により、取締役会の判断の客観性が担保されていること等を説明することも考えられますが、これらは「社外取締役を置かなくても不

都合はない理由」ではあるとしても、積極的に「相当でない理由」を基礎づける事情とまでは言い難いと考えられます。

結局、「社外取締役を置くことが相当でない理由」を合理的に説明することは著しく困難と言わざるを得ず、谷垣法務大臣が、平成26年1月31日の衆議院予算委員会において、「会社法の改正法案によって社外取締役の選任が事実上義務化されたとの評価が十分に可能である」と答弁しているとおり、かかる規律は「事実上の設置義務付け」と評されるべきものと考えられます。

なお、「社外取締役を置くことが相当でない理由」について虚偽の説明や、著しく不合理な説明を行った場合等には、株主総会の手続上の瑕疵に該当すると評価される可能性がある点に留意が必要です。たとえば、公開大会社等が社外取締役を置いていない場合であって、社外取締役の候補者を含まない取締役の選任議案を株主総会に提出するときに、株主総会参考書類に記載されている「社外取締役を置くことが相当でない理由」の内容が著しく不合理であるとして、株主等から、取締役の選任議案に係る株主総会決議取消訴訟を提起される可能性が想定されます。

以上より、①「社外取締役を置くことが相当でない理由」の合理的説明は著しく困難であることに加え、②東証一部上場企業の7割以上が既に社外取締役を選任していること、③トヨタ自動車、キヤノン、新日鐵住金といった、これまで社外取締役を選任していなかった、我が国を代表する優良企業が、近時、相次いで社外取締役を選任しており、今後、社外取締役の選任は増加していくと見込まれること、④代表的な議決権行使助言会社であるISSは、平成26年度から、社外取締役を選任していない上場企業のトップである取締役の選任議案に対して反対推奨するポリシーを採っていること、⑤上場規則上、独立役員である社外取締役の設置が努力義務とされたこと等からすれば、社外取締役を設置していない公開大会社等は、社外取締役の設置について積極的に検討せざるを得ない状況にあると考えられます。

なお、改正法を契機として、社外取締役を選任する公開大会社等が増え、社外取締役のなり手が不足する事態も想定されますので、新たに社外取締役を選任する場合、適切な候補者の確保に向けて、可能な限り速やかに対応に着手することが望まれます。

(2) 施行時期との関係

改正法の施行時期は未定ですが、現時点では、平成27年4月1日が有力視されています。仮に平成27年4月1日に改正法が施行された場合、平成27年6月に開催される定時株主総会の手続については、改正法が適用されると考えられます。

この場合、公開大会社等が、事業年度末である平成27年3月31日において社外取締役を選任していないときは、平成27年6月の定時株主総会において、「社外取締役を置くことが相当でない理由」を説明する義務を負うことになります。

また、平成27年6月の定時株主総会において社外取締役の選任議案を付議する場合においても、平成27年3月31日の時点で社外取締役を選任していない以上、「社外取締役を置くことが相当でない理由」を説明する義務を免れないことになります。

この場合、平成27年3月31日時点における「社外取締役を置くことが相当でない理由」を説明する一方、社外取締役の選任議案の付議理由について説明するという、辻褄の合わない対応を迫られることになります（この問題は、平成27年6月の定時株主総会に限らず、今後、社外取締役を選任していなかった公開大会社等が定時株主総会において社外取締役の選任議案を付議する場面一般に生じることとなります。）。実務対応としては、前事業年度以降に状況が変化し、社外取締役を置くことが相当でない事情が解消されたと説明することが考えられますが、合理的な説明は一層容易ではないといえます。

以上より、平成26年6月定時株主総会までに社外取締役を選任していない公開大会社等が平成27年6月の定時株主総会において「社外取締役を置くことが相当でない理由」を説明する義務を負わないようにするためには、平成27年3月31日までに臨時株主総会を開催して社外取締役を選任することが必要となります。

なお、仮に改正法で社外取締役の選任を義務付けていたのであれば、社外性要件の見直しと同様に経過措置を設け、改正法の施行後に一定の猶予期間を置いていたことが考えられます。しかし、「社外取締役を置くことが相当でない理由」の説明義務については、3（1）に記載のとおり、事実上の義務付けであるとも評される中で、（平成27年4月1日施行の場合）改正法の施行前の事情についても直ちに実務対応を余儀なくされる側面があり、規律のバランスの観点から疑問を禁じ得ないところです。

以上

【参考文献】

- ・岩原伸作「『会社法制の見直しに関する要綱案』の解説〔I〕」商事1980号5頁以下
- ・阿部泰久「経済界から見た企業法制整備の課題」商事法務2021号85頁以下
- ・坂本三郎「会社法制に関する今後の動向」商事法務2021号17頁以下
- ・佐藤寿彦「社外取締役がいない会社に求められる説明」商事法務2024号13頁以下

- ・木村敢二＝矢田一穂「会社法改正法案と社外取締役にかかる実務対応」商事法務2023号35頁以下
- ・中西和幸ほか「『社外取締役を置くことが相当でない理由』に関する規律の要綱からの変更と実務に与える影響」商事法務2025号14頁以下
- ・阿部泰久ほか「座談会 改正・会社法案への視座」企業会計66巻4号64頁以下
- ・菊池伸＝石井祐介『会社法改正法案の改正と企業の実務対応』（清文社）36頁以下